

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
がと日  
の翌日)

## ◇条

### 例 恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例

鳥取県農林団体組織整備助成条例  
鳥取県県立文化施設建設基金条例  
鳥取県官吏等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

## 目次

## 条 例

恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四号

恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和四十四年十月分以降、その年額(遺族年金にあつては、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第七号。以下「条例第七号」という。))による

改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)第二十五条において準用する恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第二項及び第三項の規定による加給の年額(以下「加給年額」という。)を除く。)を、その年額の計算の基礎となつている給料年額(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に係る退職年金及び遺族年金については、恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例(昭和四十三年十月鳥取県条例第三十三号。以下「条例第三十三号」という。))第一条第二項及び第三項の規定を適用しなかつた場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額。以下同じ。)にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、条例第七号による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第二条 昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。)した県吏員等又はこれらの者の遺族として退職年金又は遺族年金を受ける者(次項に規定する者を除く。)については、昭和四十四年十月分以降、その年額(遺族年金にあつては、加給年額を除く。)を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則(以下「旧給与条例等」という。))がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者が旧給与条例等の規定により受けるべきであつた退職年金又は遺族年金について恩給の年

額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十二号)第一条、恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例(昭和四十二年十月鳥取県条例第二十七号)第一条第一項第一号及び条例第三十三号第一条第一項の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない退職年金又は遺族年金を受ける者については、この改定を行なわない。

2 前条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職した県吏員等又はこれらの者の遺族で、条例第三十三号第二条第一項又は第三項の規定により退職年金又は遺族年金の年額を改定されたものに給する退職年金又は遺族年金の年額の改定について準用する。

(改定年額の一部停止)

第三条 前二条の規定により年額を改定された退職年金又は遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。以下同じ。)を受ける者の昭和四十四年十二月分までの退職年金又は遺族年金については、その者の年齢(遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢。以下同じ。)が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の三分の一を停止する。ただし、その者の年齢が、同年十月一日から同年三十一日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十一月分及び十二月分、同年十一月一日から同年三十日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十二月分については、この限りでない。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給年額の改定は、第二条第一項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

別表

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年十月一日から適用する。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
一一三、八〇〇 円	一四九、四〇〇 円
一二七、二〇〇	一五三、五〇〇
一三〇、二〇〇	一五七、一〇〇
一三四、四〇〇	一六二、二〇〇
一三六、九〇〇	一六五、二〇〇
一四一、七〇〇	一七一、〇〇〇
一四八、六〇〇	一七九、三〇〇
一五五、八〇〇	一八八、〇〇〇
一六二、八〇〇	一九六、五〇〇
一七〇、二〇〇	二〇五、三〇〇
一七七、二〇〇	二一三、九〇〇
一八四、四〇〇	二二二、六〇〇
一八九、一〇〇	二二八、二〇〇
一九三、七〇〇	二三三、七〇〇
一九九、〇〇〇	二四〇、一〇〇
二〇六、五〇〇	二四九、二〇〇
二一二、九〇〇	二五六、九〇〇
二一九、〇〇〇	二六四、三〇〇

二二六、三〇〇  
 二二三、八〇〇  
 二四一、八〇〇  
 二五〇、〇〇〇  
 二六〇、二〇〇  
 二六六、四〇〇  
 二七四、八〇〇  
 二八二、八〇〇  
 二九九、〇〇〇  
 三〇三、二〇〇  
 三一五、五〇〇  
 三三一、九〇〇  
 三五〇、〇〇〇  
 三五九、三〇〇  
 三六八、〇〇〇  
 三八〇、八〇〇  
 三八八、一〇〇  
 四〇九、七〇〇  
 四二〇、四〇〇  
 四三一、四〇〇  
 四五三、〇〇〇  
 四七四、七〇〇  
 四八〇、四〇〇  
 四九八、二〇〇  
 五二三、七〇〇

二七三、一〇〇  
 二八二、一〇〇  
 二九一、八〇〇  
 三〇一、六〇〇  
 三一三、九〇〇  
 三二一、五〇〇  
 三三一、六〇〇  
 三四一、三〇〇  
 三六〇、八〇〇  
 三六五、九〇〇  
 三八〇、七〇〇  
 四〇〇、五〇〇  
 四二二、四〇〇  
 四三三、五〇〇  
 四四四、一〇〇  
 四五九、五〇〇  
 四六八、三〇〇  
 四九四、三〇〇  
 五〇七、二〇〇  
 五二〇、六〇〇  
 五四六、六〇〇  
 五七二、八〇〇  
 五七九、六〇〇  
 六〇一、二〇〇  
 六三一、九〇〇

五四八、九〇〇  
 五六四、五〇〇  
 五七九、七〇〇  
 六一〇、四〇〇  
 六四一、三〇〇  
 六四七、四〇〇  
 六七一、九〇〇  
 七〇二、七〇〇  
 七三三、六〇〇  
 七六四、二〇〇  
 七八三、五〇〇  
 八〇四、一〇〇  
 八四三、八〇〇  
 八八三、九〇〇  
 九〇四、一〇〇  
 九二三、六〇〇  
 九六三、四〇〇  
 九八一、六〇〇  
 一、〇〇三、二〇〇  
 一、〇四三、〇〇〇  
 一、〇八六、四〇〇  
 一、一〇八、七〇〇  
 一、一二九、八〇〇  
 一、一五二、〇〇〇  
 一、一七三、四〇〇

六六二、三〇〇  
 六八一、一〇〇  
 六九九、五〇〇  
 七三六、六〇〇  
 七七三、八〇〇  
 七八一、二〇〇  
 八一〇、七〇〇  
 八四七、九〇〇  
 八八五、二〇〇  
 九二二、一〇〇  
 九四五、四〇〇  
 九七〇、三〇〇  
 一、〇一八、二〇〇  
 一、〇六六、六〇〇  
 一、〇九〇、九〇〇  
 一、一一四、五〇〇  
 一、一六二、五〇〇  
 一、一八四、五〇〇  
 一、二一〇、五〇〇  
 一、二五八、六〇〇  
 一、三一〇、九〇〇  
 一、三三七、八〇〇  
 一、三六三、三〇〇  
 一、三九〇、一〇〇  
 一、四一五、九〇〇

一、二一六、七〇〇	一、四六八、一〇〇
一、二六〇、〇〇〇	一、五二〇、四〇〇
一、二八一、四〇〇	一、五四六、二〇〇
一、三〇三、四〇〇	一、五七二、八〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一、二、三、八〇〇円未満の場合又は一、三〇三、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百二十分の百四十四・八を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

鳥取県農林団体組織整備助成条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県農林団体組織整備助成条例

(目的)

第一条 この条例は、農林団体の健全な発展に資するため、農林団体の合併についての援助及び合併に係る農林団体の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成の措置を定めて、農林団体の合併の促進を図ることを目的とする。

(助成措置)

第二条 知事は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、市町村に対し、次の各号に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

- 一 農業協同組合、森林組合(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第一号に規定する事業を行なうものに限る。以下同じ。)又は土地改良区が合併をした場合に、その合併後存続し、又は合併によつて設立する農業協同組合(以下「合併農協」という。)、森林組合(以下「合併森林組合」という。)、又は土地改良区(以下「合併土地改良区」という。)に対し、合併に関する調査研究のために要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費
- 二 合併効率を高めるため必要な技術職員で規則で定めるものを設置した合併農協、合併森林組合又は合併土地改良区に対し、その設置に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費
- 三 次の借入金を取り入れた合併農協又は合併森林組合に対し、その借入金の利子の支払に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

- イ 合併農協が借り入れた農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金又は農林漁業金融公庫からの借入金若しくは農林中央金庫からの借入金で規則で定めるもの
- ロ 合併森林組合が借り入れた農林漁業金融公庫からの借入金又は農林中央金庫からの借入金で規則で定めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、合併農協若しくは合併森林組合の事業経営を適正かつ能率的に行なうため又は合併農協若しくは合併森林組合と組合員との間における利用及び協力を強化するため必要な施設の取得に係る借入金  
ニ 合併前の農業協同組合又は森林組合から引き継いだ固定した債権のうち知事が認定した額に相当する資金を調達するため借り入れた借入金

四 合併土地改良区に対し、その事業経営を適正かつ能率的に行なうため必要な施設等の取得に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

(補助対象)

第三条 前条の規定により補助金の交付を受けることのできる市町村は、次の各号の要件をみたす合併農協、合併森林組合又は合併土地改良区に対し助成を行なう市町村とする。

一 合併農協、合併森林組合又は合併土地改良区の規模が適正かつ能率的な事業経営を行なうのに十分なものであると知事が認めたものであること。

二 あらかじめ知事が認定した合併事業計画に基づいて合併したものであること。

三 昭和四十四年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に合併したものであること。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)附則第二項の規定に基づき知事の認定を受けた合併経営計画は、第三条第二号に規定する知事が認定した合併事業計画とみなす。

鳥取県立文化施設建設基金条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県立文化施設建設基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県立文化施設建設基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県立文化施設の建設費に充てるため、鳥取県立文化施設建設基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ第二項中「二十二万円」を「二十四万円」に、「百万円」を「百二十万円」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の条例第十八条ノ三の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

一 第一項の表の上欄に掲げる者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十一年四月二日以後に生まれた者を除く。)である県吏員等で、昭和三十六年四月一日以後の県吏員等の在職年がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた県吏員等で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である県吏員等の在職年と同日以後の県吏員等の在職年とを合算した期間が十年以上であるもの

(恩給の年額の昭和四十一年改定に關する条例の一部改正)

第三条 恩給の年額の昭和四十一年改定に關する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「。以下「条例第三十一号」という。」及び「。以下「条例第三十二号」という。」を削る。

第二条第一項中「昭和四十一年十月分」を「昭和四十四年十月分」に、「六万円」を「九万六千円」に、「三万円」を「四万八千円」に改め、同条第二項中「前項の規定により年額を改定される」を、「前項の規定により年額を改定される」に改め、「、条例第三十一号による改正後の条例第三十二号第二条の規定は前項の規定により年額を改定された退職

年金又は遺族年金の年額について」を削り、同条第三項中「昭和四十一年九月三十日」を「昭和四十四年九月三十日」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条及び第三条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例並びに次条の規定は、昭和四十四年十月一日から、第二条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。

(遺族年金の加給に関する経過措置)

第三条 昭和四十四年九月三十日において現に鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条において準用する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）第一条の規定による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第二項及び第三項の規定による年額の加給をされた遺族年金を受けている者については、同年十月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち一人に係るものにあつては、七千二百円に改定する。

2 前項の規定による遺族年金の加給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

3 昭和四十四年九月三十日以前に給与事由の生じた遺族年金の同年同月分までの加給の年額の計算については、なお従前の例による。

(通算退職年金の受給資格の特例の経過措置)

第四条 県吏員等が昭和三十七年十二月一日前に退職した場合において、第二条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例附則第三条第三項第二号の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

(改定年額の一部停止)

第五条 第三条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の規定により年額を改定された退職年金又は遺族年金（妻又は子に給する遺族年金を除く。以下同じ。）を受ける者の昭和四十四年十二月分までの退職年金又は遺族年金については、その者の年齢（遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢。以下同じ。）が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の三分の一を停止する。ただし、その者の年齢が、同年十月一日から同年三十一日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十一月分及び十二月分、同年十一月一日から同年三十日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十二月分については、この限りでない。